

(参照法令一覧)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）	．．．．．	1
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）	．．．．．	3
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）	．．．．．	5
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）	．．．．．	16
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第九十四号）	．．．．．	38
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）	．．．．．	40
○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	．．．．．	51
○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）	．．．．．	51
○中小企業信用保険施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）	．．．．．	53
○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）	．．．．．	54
○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）	．．．．．	63
○地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）	．．．．．	73
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）	．．．．．	85

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）

（中小企業者の定義）

第一条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額		従業員の数	
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業		三億円	三百人
三	旅館業		五千万円	二百人

2 法第二条第一項第四号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 協同組合連合会
- 四 商工組合
- 五 商工組合連合会
- 六 商店街振興組合
- 七 商店街振興組合連合会

（国等の定義）

第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人水産大学校、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人

水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 日本司法支援センター

四 日本私立学校振興・共済事業団

五 沖縄振興開発金融公庫

六 日本年金機構及び日本中央競馬会

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）

（目的）

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）

2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人

二 設立の日以後の期間が十年未満の会社

3 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

（受注機会の増大の努力）

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等）

第四条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

（中小企業者に関する契約の方針の作成等）

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国等の契約の実績の概要の通知及び公表)

第六条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第七条 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）

(中小企業者の範囲)

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種	業種	
	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
	出資の総額	

一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
 - 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
 - 三 商工組合及び商工組合連合会
 - 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
 - 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
 - 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
 - 八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの
- （業務の範囲等）
- 第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。
- 一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業
 - イ 中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする

経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業又は複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）が共同で行おうとする同法第十一条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関する計画であつて同項の認定を受けたもの（同法第十二条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第五条第一項に規定する特定下請組合等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第十一号に規定する中小企業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業

イ 特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者（法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 企業組合又は協業組合が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社（中小企業者である会社に限る。以下ハにおいて同じ。）又は当該合併により設立した会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ニ 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社（中小企業者である会社に限る。ホにおいて同じ。）が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ホ 一般社団法人（経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

三 事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この号において「事業協同組合等」と

いう。)又は当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所属員(中小事業者である組合員又は所属員については、資本金の額若しくは出資の総額が三億円(小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円)以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービスを除く。)に属する事業を主たる事業として営む者については百人)以下の会社若しくは個人(以下「特定中小事業者」という。)であるものに限る。以下この号において同じ。)が、当該事業協同組合等が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該事業協同組合等の組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

四 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員である事業者の三分の二以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員若しくは所属員(中小事業者である組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。以下この号において同じ。)が、当該組合又は連合会が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の相当部分が集積している区域において、当該組合又は連合会の組合員又は所属員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社(独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。))が出資を行う場合にあつては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。)、一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。))若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所(以下「商工会等」という。))又は市町村(特別区を含む。))が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合(以下「特定中小事業者等」という。))が事業(当該特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。))を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業（次号に掲げるものを除く。）であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小事業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小事業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 第一項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係るもの

三 前項各号に掲げる事業であつて、当該事業により支援を受けることとなる中小事業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小事業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第三条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第八条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項（同条第四項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充

てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条において同じ。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令（法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令）で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第五条 機構は、法第十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第六条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第七条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一 法第十八条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 一般会計

二 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 財政投融资特別会計の投資勘定

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付

金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第八条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(中小企業基盤整備債券の形式)

第九条 中小企業基盤整備債券は、無記名利札付きとする。

(中小企業基盤整備債券の発行の方法)

第十条 中小企業基盤整備債券の発行は、募集の方法による。

(中小企業基盤整備債券申込証)

第十一条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、中小企業基盤整備債券申込証にその引き受けようとする中小企業基盤整備債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある中小企業基盤整備債券(次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。

3 中小企業基盤整備債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の名称

二 中小企業基盤整備債券の総額

三 各中小企業基盤整備債券の金額

四 中小企業基盤整備債券の利率

五 中小企業基盤整備債券の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 中小企業基盤整備債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(中小企業基盤整備債券の引受け)

第十二条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が中小企業基盤整備債券を引き受ける場合又は中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社が自ら中小企業基盤整備債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替中小企業基盤整備債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(中小企業基盤整備債券の成立の特則)

第十三条 中小企業基盤整備債券の応募総額が中小企業基盤整備債券の総額に達しないときでも中小企業基盤整備債券を成立させる旨を中小企業基盤整備債券申込証に記載したときは、その応募額をもって中小企業基盤整備債券の総額とする。

(中小企業基盤整備債券の払込み)

第十四条 中小企業基盤整備債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各中小企業基盤整備債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業基盤整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(中小企業基盤整備債券原簿)

第十六条 機構は、主たる事務所に中小企業基盤整備債券原簿を備えて置かなければならない。

2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の発行の年月日

二 中小企業基盤整備債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、中小企業基盤整備債券の数及び番号)

三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第十七条 中小企業基盤整備債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(中小企業基盤整備債券の発行の認可)

第十八条 機構は、法第二十二条第一項の規定により中小企業基盤整備債券の発行の認可を受けようとするときは、中小企業基盤整備債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の発行を必要とする理由

二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 中小企業基盤整備債券の募集の方法

四 中小企業基盤整備債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする中小企業基盤整備債券申込証

二 中小企業基盤整備債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 中小企業基盤整備債券の引受けの見込みを記載した書面

(他の法令の準用)

第十九条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第七十八条第一項

二 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十三条

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条

五 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号

六 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号

八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十五条

九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）

十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六條第一項から第三項まで及び第五項

十一 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第百十六條及び第百十七條（これらの規定を船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）

十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十五條第六項及び第七項並びに第三十三條第一項第三号

十三 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七條第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十六條第四項、第十七條第二項、第十八條第四項及び第十九條第二項（これらの規定を船舶登記令第三十五條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）

十四 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四條において準用する場合を含む。）

十五 船舶登記令第十三條第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十七條第一項第四号（同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。）及び第二項

2 前項の規定により不動産登記令第七條第二項並びに船舶登記令第十三條第二項及び第二十七條第二項の規定を準用する場合には、これらの規定中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人中小企業基盤整備機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

第二十條 勅令及び政令以外の命令であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年六月一日から施行する。

（地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る業務を行う期限等）

第二条 法附則第五條第一項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第五條第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第七條第一項第二号中「法第十八條第一項第三号に掲げる業務に係る勘定」とあるのは、「法第十八條第一項第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五條第三項に規定する特別の勘定」とする。

（地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る納付金額の通知及び納付期限）

第三条 経済産業大臣は、法附則第五条第五項の規定により機構が財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第五条第一項及び第二項の業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

第四条 削除

（地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る業務を行う期限等）

第五条 法附則第六条第二項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第六条第一項から第四項までに規定する業務を行う場合において、法附則第十四条の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項に規定する積立金に係る同条第三項に規定する残余があるときの同項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

（地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る国庫に納付すべき金額等）

第六条 法附則第六条第六項に規定する国庫に納付すべき金額は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

2 法附則第六条第六項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

3 附則第三条の規定は、法附則第六条第六項の規定により機構が納付金を納付する場合について準用する。この場合において、附則第三条第一項中「財政投融資特別会計の投資勘定」とあるのは「国庫」と、同条第二項中「附則第五条第一項及び第二項」とあるのは「附則第六条第一項から第四項まで」と、同条第三項中「財政投融資特別会計の投資勘定」とあるのは「国庫」と読み替えるものとする。

（特定施設整備等経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限）

第七条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の二第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。
(特定施設整備等経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第八条 法附則第十三条の二第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第九条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の三第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。
(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第十条 法附則第十三条の三第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十四条)

第三章 業務等(第十五条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第三十二条)

第五章 罰則(第三十三条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「中小企業の集積の活性化」とは、中小企業者の集積（自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。）の存在する地域において、当該同種の事業又はこれと関連性が高い事業を行う中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該集積の有する機能が強化されることをいう。

4 この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。

（中期目標管理法人）

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第六条 機構の資本金は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下「廃止法」という。）附則第二条第九項、第四条第十一項及び第十二項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十条第一項の第一種信用基金又は第二十一条第一項の第二種信用基金に充てべきものであるときは、それぞれの基金に充てべき金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれていたときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていたときは、理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(副理事長及び理事の任期)

第九条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(役員の特格条項の特例)

第十条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事となることができる。

第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十二条 機構の理事長、副理事長及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十一条」とする。

2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十条及び第十一条」とする。

(秘密保持義務)

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十四条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七号）第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 中小企業支援担当者（中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。

五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号及び第十五号に該当するものを除く。）を行うこと。

イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者

ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第六条の規定による債務の保証を行うこと。

八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力並びに中心市街地活性化法第五十二条第一項の規定による債務の保証及び同条第二項の規定による貸付けを行うこと。

九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証、同法第二十一条の規定による協力及び同法第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。

九の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

十 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。

十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）。以下「地域産業集積形成法」という。）第九条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

十四 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条の規定による債務の保証、同法第一百七十七条第一項の規定による協力並びに同法第三百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十六 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十七 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十八 中小企業支援法第十八条の規定による協力を行うこと。

十九 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を行うこと。

二十 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十一条の規定による協力を行うこと。

二十一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言を行うこと。

二十二 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。

- 四 市町村（特別区を含む。）に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。
 - 五 委託を受けて、中心市街地活性化法第三十九条第二項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。
 - 六 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。
 - 七 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。
 - 八 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。
 - 九 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。
 - イ 共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないもの、その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金
 - ロ 会社又は特別の法律によって設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条第一項一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであって、政令で定めるものに限る。以下このロにおいて「中小企業団体」という。）のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの、その会社又は中小企業団体の事業に必要な資金
 - ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体、その団体の事業に必要な資金
 - 三 第一項第三号ロ及びハ、同項第四号（同項第三号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。
 - 四 第二項第九号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。
 - 五 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項十一号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）
- 第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号の規

定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一 第十五条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十五号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三 第十五条第一項第七号から第九号の二まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に関する業務

五 小規模企業共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務

六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務

七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務

八 第十五条第二項第九号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十二号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務の一部を委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第一項の規定により同項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）

（）、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第一百七条第一項に規定する協力及び同法第

百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）同項第九号の二に掲げる業務及び及び同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 第十五条第四項の規定は、前項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「小規模企業共済勘定」という。）からの他の勘定への資金の融通について準用する。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定（以下「施設整備等勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三

項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

- 4 第一項及び第二項の規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(第一種信用基金)

第二十条 機構は、第十五条第一項第八号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の方から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 前項の第一種信用基金は、経済産業省令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の方から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は

中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用の特例）

第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金を運用することができる。

一 財政融資資金への預託

二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への信託

2 機構は、通則法第四十七条及び前項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものとして経済産業大臣の指定する方法により、小規模企業共済勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

第四章 雑則

（報告及び検査）

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十七条第一項又は第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第二十六条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣との協議)

第二十七条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十二条第一項若しくは第四項又は第二十四条の認可をしようとするとき。

二 第十九条第一項の承認(第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものを除く。)をしようとするとき。

三 第二十五条第二項の指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十八条 この法律及び機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣(第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣)

二 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣

三 機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

2 第十八条第一項第二号に掲げる業務についての第二十六条第一項及び通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣又は財務大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3 第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第六十七条の規定の適用については、同条中「主務大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十九条 削除

(国家公務員宿舍法の適用除外)

第三十条 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第三十一条 削除

(他の法令の準用)

第三十二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五章 罰則

第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第二十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年六月一日から施行する。ただし、第二十八条及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(機構の成立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、独立行政法人都市再生機構の成立の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。
(地域振興整備債券に係る債務に関する連帯債務)

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により機構が地域振興整備公団（以下「公団」という。）の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての地域振興整備債券に係る債務については、機構及び独立行政法人都市再生機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している地域振興整備債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。

2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は独立行政法人都市再生機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に改正法附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第二号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に改正法附則第二十五条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「改正前地方拠点法」という。）第四十条第一項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 機構の成立の際現に改正法附則第二十八条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号。以下「改正前新事業創出促進法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前新事業創出促進法附則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。

四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るため、機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行っている工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務

ロ 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

ハ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十一条第一項の業務

ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十三条に規定する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 旧公団法第十九条第二項各号に掲げる業務

二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務

3 機構は、前二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

4 機構は、第一項及び第二項の業務を終えたときは、前項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち財政投融资特別会計の投資勘定に納付すべき金額を定めるときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を財政投融资特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

6 第四項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時において、改正法附則第三条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までの間に限り、第十五条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十二年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して株式会社日本政策投資銀行法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、株式会社日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行った土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第二号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第十五条第一項、前条第一項及び前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務（同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。）を行うことができる。

5 機構は、前各項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

6 機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。

7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時ににおいて、改正法附則第三条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（旧特定事業集積促進法等に係る業務の特例）

第七条 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定事業集積促進法第九条第一号の規定により産業基盤整備基金（以下「基金」という。）が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法附則第四十七条の規定による改正前の新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）（附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る社債又は借入れにつき債務の保証を行うこと。

三 機構の成立の際現に廃止法附則第四十六条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）第十一条第

一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

四 機構の成立の際現に廃止法附則第四十九条の二の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

（旧繊維法に係る業務の特例）

第八条 機構は、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前条の業務のほか、廃止法第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下「旧事業団法」という。）の施行前に旧事業団法附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号。以下「旧繊維法」という。）第三章に規定する繊維産業構造改善事業協会（以下「協会」という。）が締結した債務保証契約に係る旧繊維法第四十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、この法律の施行の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前条並びに前項の業務のほか、旧繊維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）

第八条の二 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前二条の業務のほか、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」という。）第三十条第一項の規定による特定の地域における工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地の整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第四条の業務を行う。

（特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例）

第八条の三 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前三条の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を

廃止する法律（平成十八年法律第三十一号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第十四条の業務

二 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十一条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条の業務

三 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「旧輸入・対内投資法」という。）第八条第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務

四 旧輸入・対内投資法第八条第二号及び第六号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）

第八条の四 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、地域産業集積形成法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による特定の地域における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十二条の業務を行う。

（改正前産業活力再生特別措置法等に係る業務の特例）

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第

四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。）第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第二十四条の業務

四 産業競争力強化法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十一条及び第二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百十一号。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。）第二十四条及び第五十条の業務

五 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（改正前中心市街地活性化法に係る業務の特例）

第八条の六 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。）の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法改正法による改正前の中心市街地活性化法（以下「改正前中心市街地活性化法」という。）第三十八条第一項第一号イ又はロの施設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の業務

二 改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

（出資承継勘定）

第九条 機構は、第十八条第一項の規定にかかわらず、廃止法附則第四条第一項の規定により基金から承継した株式（廃止法附則第三十七条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第八条第二号の規定による出資に基づいて取得した株式を除く。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「出資承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額（第六項において「出資金額」という。）

に係る経理は、出資承継勘定において行うものとする。

3 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額にに応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により政府又は政府以外の者に分配することができる金額は、廃止法附則第四条第十二項の規定によりそれぞれ政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額を限度とする。

5 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属する。

6 機構は、第三項の規定により出資承継勘定を廃止したときは、その廃止の際出資金額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

（繊維信用基金）

第十条 機構は、附則第八条第一項の業務に関する繊維信用基金（以下単に「繊維信用基金」という。）を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び同条第十四項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあったものとされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 繊維信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

3 機構は、附則第八条第一項の業務に関し、廃止法附則第二条第一項の規定により中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）から承継したすべての債務保証契約の期間が満了したのち、すべての求償権（協会又は事業団が債務保証契約を履行したことにより取得した求償権及び機構が当該債務保証契約を履行した場合に取得する求償権をいう。）の回収及び償却を終えたときは、繊維信用基金を廃止するものとする。

4 機構が前項の規定により繊維信用基金を廃止する際に、附則第十三条第三項の規定による返還を行った後における当該基金に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち国の一般会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、当該金額を国の一般会計に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付があったときは、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十一条及び第十二条 削除

（出えん金の返還）

第十三条 機構は、廃止法附則第二条第十四項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんが

あつたものとされた金額（以下「出えん金」という。）について、附則第八条第一項の業務の実施の状況、繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、経済産業大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんしたものとされた者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、繊維信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

3 第一項の規定は、附則第十条第三項の規定により繊維信用基金を廃止する場合における出えん金の返還について準用する。この場合において、第一項中「附則第八条第一項の業務の実施の状況、繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは」とあるのは、「繊維信用基金の廃止の際における当該基金の状況等を勘案して、当該出えん金を出えんしたものとされた者と協議するところにより」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により出えん金が返還された場合においては、当該返還によりすべての出えん金が返還されたものとみなす。

（機構の納付金等）

第十三条の二 機構は、附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額（次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。）のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条	の規定により機構が交付する助成金	及び附則第八条第二項（旧繊維法第四十条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金並びに附則第六条第一項の規定により機構が支給する利子補給金
第十七条第一項第三号	含む。）	含む。）並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務
第十八条第一項第一号	並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務	、第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）
	同条第二項第一号	第十五条第二項第一号
	第八号に掲げる業務	第八号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八条の六の業務
第十八条第一項第二号	附帯する業務	附帯する業務並びに附則第七条、第八条の三及び第八条の五の業務
第十八条第一項第三号	業務のうち	業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）のうち
	もの並びに	もの並びに附則第八条の二第一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限るものに限る。）、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びに
	第六号に掲げる業務	第六号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限るものに限る。）

第十九条第一項		及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定	、同項第五号に掲げる業務に係る勘定、附則第五条第三項に規定する特別の勘定、附則第六条第五項に規定する特別の勘定及び出資承継勘定
第二十条第一項		及びこれに	第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの業務
第二十一条第一項		掲げる業務	及び附則第八条の三第二号に掲げる業務並びにこれらに
第二十二条第一項		附帯する業務	掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五の業務
第三十五条第二号		第十七号に掲げる業務	附帯する業務並びに附則第七条の業務
第三十五条第二号		第二項	第十七号に掲げる業務並びに附則第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第八条及び第八条の二の業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）
			第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六まで

（政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年政令第百九十四号）
（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種		資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- 三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 商工組合及び商工組合連合会
- 六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 七 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 九 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

（保険料率）

第二条 法第八条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年六月二十九日）から施行する。

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）

(目的)

第一条 この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域（以下単に「地域」という。）の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品

二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術

三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

3 この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発（当該地域産業資源に係る地域において生産されることとなる商品の開発に限る。以下この項において同じ。）
二 生産（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。以下この項において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において生産された商品の需要の開拓に限る。以下この項において同じ。）

二 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。第四号において同じ。）
三 提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。同号において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。同号において同じ。）

三 地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を利用して行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

四 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

4 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

5 この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

（基本方針）

第三条 主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域産業資源の内容に関する事項

三 地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

ハ 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

四 地域産業資源活用支援事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地域産業資源の内容の指定)

第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源であつて、当該都道府県において当該地域産業資源を用いて行われる地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化が図られると見込まれるものの内容を定めることができる。

2 関係市町村（特別区を含む。）の長は、前項の地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

3 都道府県知事は、第一項の地域産業資源の内容を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に通知しなければならない。

第五条 削除

(地域産業資源活用事業計画の認定)

第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第十条第二項及び第十三条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあっては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該地域産業資源活

用事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。

3 地域産業資源活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域産業資源活用事業の目標

二 地域産業資源活用事業の内容及び実施期間

三 地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

四 地域産業資源活用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る地域産業資源活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第四条第一項の規定により定められた地域産業資源を活用して行われるものであること。

二 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三 前項第二号及び第四号に掲げる事項が地域産業資源活用事業を確実に遂行するため適切なものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（地域産業資源活用事業計画の変更等）

第七条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）は、当該認定に係る地域産業資源活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域産業資源活用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用事業計画（第一項の変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って地域産業資源活用事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第一項の変更認定について準用する。

（地域産業資源活用支援事業計画の認定）

第八条 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非

営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用支援事業に関する計画（以下「地域産業資源活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 地域産業資源活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域産業資源活用支援事業の目標

二 地域産業資源活用支援事業の内容及び実施期間

三 地域産業資源活用支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（地域産業資源活用支援事業計画の変更等）

第九条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定地域産業資源活用支援事業者」という。）は、当該認定に係る地域産業資源活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域産業資源活用支援事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用支援事業計画（第一項の変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域産業資源活用支援事業計画」という。）に従つて地域産業資源活用支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」と

いう。）」又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて行われる地域産業資源活用事業（以下「認定地域産業資源活用事業」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第一項に規定する地域産業資源活用事業関連保証（以下「地域産業資源活用事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項及び第三条の四第一項	保険価額の合計額が	地域産業資源活用事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の四第二項	当該借入金額のうちの	地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうちの
	当該債務者	地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
	当該保証をした	地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
第三条の三第二項	当該債務者	地域産業資源活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、海外地域産業資源活用事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第七条第三項に規定する認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）に必要な資金（以下「海外地域産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第一項に規定する認定地域産業資源活用事業に必要な資金（以下「地域産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 普通保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

5 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は流動資産担保保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

6 認定地域産業資源活用支援事業者であつて、当該認定地域産業資源活用支援事業計画に基づく地域産業資源活用支援事業（以下「認定地域産業資源活用支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定地域産業資源活用支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定地域産業資源活用事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定地域産業資源活用事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行

する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第十二条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下「食品製造業者等」という。）が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定地域産業資源活用事業又は当該認定地域産業資源活用支援事業に参加すること。

三 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、認定計画又は認定地域産業資源活用支援事業計画に従って施設の整備を行うこと。

四 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。）第十二条第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項

第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第一号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務 この章若しくは地域産業資源活用事業促進法

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十三条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、中小企業者（当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業を行う場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。）が認定計画に従って海外において地域産業資源活用事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

(商標法の特例)

第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2 特許庁長官は、認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該認定地域産業資源活用商品等に係る認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（当該認定計画の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

3 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は

免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4 商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務）

第十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村（特別区を含む。次条第二項において同じ。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

一 認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（国、地方公共団体等の施策）

第十六条 国、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地方公共団体と連携を図りつつ、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（資金の確保）

第十七条 国は、認定地域産業資源活用事業及び認定地域産業資源活用支援事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(情報の提供等)

第十八条 国及び地方公共団体は、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業の適確な実施に必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十九条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項については経済産業大臣、その他の部分については経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第三項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を第七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、同条第三項（第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで、前条並びに次条における主務大臣は、経済産業大臣及び認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第十三条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とし、次条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十一条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第二十二条 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（登録料）

第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 6 （略）

（登録料の分割納付）

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万九千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五 years までに、一件ごとに、二万九千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合において、更新登録の申請と同時に、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五 years までに、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 6 （略）

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（抄）

（商標法関係手数料）

第四条 （略）

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

- 52 -

○中小企業信用保険施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第二条第二項に規定する電子記録債権の割引（以下「電子記録債権の割引」という。）の場合は電子記録債権の割引を受けた時から当該電子記録債権の支払期日までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期の到来する日（手形の割引の場合は手形の満期の到来する日、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の支払期日。以下同じ。）が最も遅いものの弁済期の到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）、社債に係る債務を保証した期間又は法第三条の十一第一項に規定する債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、法第三条の十第一項に規定する特定社債保険及び法第三条の十一第一項に規定する特定支払契約保険にあつては〇・一パーセントから一・八四パーセントまで（手形の割引又は電子記録債権の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引等特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）の場合は、〇・〇八パーセントから一・五七パーセントまで）の範囲内において、保険関係ごとに、当該保険関係に係る中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて経済産業省令で定める保険料率（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント））、法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）、法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・四六パーセント、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては〇・九七パーセント、法第三条の九第一項に規定する事業再生保険にあつては一・六九パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の無担保保証（法第三条の八第一項に規定する債務の保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が五千万円を超える場合における当該一の無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・六パーセントとする。

3 第一項の規定にかかわらず、激震（じしん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一

項に規定する災害関係保証に係る保険関係についての保険料率は、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第十六条の規定に係る債務の保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条の規定に係る債務の保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第六項の規定に係る債務の保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第四項の規定に係る債務の保証及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第一百六条又は第一百三十二条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・九七パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・八二パーセント）とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十六条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係（当該中小企業者についての無担保保証に係る新事業開拓保険の保険関係の保険価額の合計額が七千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、〇・六パーセントとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、信用保証協会が中小企業者について一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十六条第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証でその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものをいう。以下同じ。）をした場合における当該一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係る新事業開拓保険の保険価額の合計額が二千万円を超える場合における当該一の特定新技術事業活動関連特別無担保保証に係るものを除く。）についての保険料率は、一パーセントとする。

○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一 物品販売業（動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。）

二 不動産販売業のうち次に掲げるものの以外のもの

イ 次に掲げる法人で、その業務が地方公共団体の管理の下に運営されているもの（以下この項において「特定法人」という。）の行う不動産販売業

(1) その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が当該地方公共団体により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(2) その抛出をされた金額の二分の一以上の金額が当該地方公共団体により抛出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

(3) その社員総会における議決権の全部が(1)又は(2)に掲げる法人により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(4) その抛出をされた金額の全額が(1)又は(2)に掲げる法人により抛出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第二十三条第一号及び第二号（住宅の建設及び譲渡等）に掲げる業務として行う不動産販売業

ハ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第一項第二号（業務の特例）に掲げる業務として行う不動産販売業

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第八号及び第九号並びに第二項第五号（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の規定に基づく業務として行う不動産販売業

ホ 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項（民間都市開発推進機構の指定）に規定する民間都市開発推進機構（次号ト及び第五号トにおいて「民間都市開発推進機構」という。）が同法第四条第一項第一号（機構の業務）（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百四条（民間都市開発法の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号トにおいて同じ。）及び民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十四条第二項第一号（機構の業務の特例）に掲げる業務並びに同条第十項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく業務として行う不動産販売業

三 金銭貸付業のうち次に掲げるものの以外のもの

イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第七十条第二項第一号（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第二条第一項（業務の特例）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十四号）附則第五条（業務の特例）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十三号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ハ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う同令第七十三条第一項第五号へ（特定退職金共済団体の要件）に掲げる貸付金に係る金銭貸付業

ニ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ホ 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）に掲げる業務として行う金銭貸付業

ヘ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第六条第一項及び第九条第二項（経過業務）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業

チ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業

四 物品貸付業（動植物その他通常物品としないものの貸付業を含む。）のうち次に掲げるものの以外のもの

イ 土地改良事業団体連合会が会員に対し土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十一条の九（事業）に掲げる事業として行う物品貸付業

ロ 特定法人が農業若しくは林業を営む者、地方公共団体又は農業協同組合、森林組合その他農業若しくは林業を営む者の組織する団体（以下この号及び第十号ハにおいて「農業者団体等」という。）に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う物品貸付業

五 不動産貸付業のうち次に掲げるものの以外のもの

イ 特定法人が行う不動産貸付業

ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三条第一号及び第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業

- ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人が同法第二条第三項第八号（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業
- ニ 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第二項（宗教法人の定義）に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業
- ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業
- ヘ 主として住宅の用に供される土地の貸付業（イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。）で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの
- ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- チ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
- リ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第一項（基本指針）に規定する商工会等が同法第七条第一項（基盤施設計画の認定）に規定する基盤施設事業として行う不動産（同項に規定する施設に該当するもののうち小規模事業者に貸し付けられるものとして財務省令で定めるものに限る。）の貸付業
- ヌ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項及び第八条の四第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業
- 六 製造業（電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）に掲げる業務として行うものを除く。）
- 七 通信業（放送業を含む。）
- 八 運送業（運送取扱業を含む。）
- 九 倉庫業（寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第三十一号の事業に該当するものを除く。）
- 十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるものの以外のも
イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかでないことその他の財務省令で定める要件に該当するもの
ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第百十一条の九に掲げる事業として行う請負業
ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業

のために行う請負業

ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。）

十一 印刷業

十二 出版業（特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く。）

十三 写真業

十四 席貸業のうち次に掲げるもの

イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業

ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）

(1) 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業

(2) 社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われる席貸業

(3) 私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業

(4) 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのもののうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの

十五 旅館業

十六 料理店業その他の飲食店業

十七 周旋業

十八 代理業

十九 仲立業

二十 問屋業

二十一 鉱業

二十二 土石採取業

二十三 浴場業

二十四 理容業

二十五 美容業

二十六 興行業

二十七 遊技所業

二十八 遊覧所業

二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるものの以外のも

イ 日本赤十字社が行う医療保健業

ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業

ハ 私立学校法第三条に規定する学校法人が行う医療保健業

ニ 全国健康保険協会、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が行う医療保健業

ホ 国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う医療保健業

ヘ 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う医療保健業

ト 日本私立学校振興・共済事業団が行う医療保健業

チ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人が行う医療保健業（同法第四十

二条（附帯業務）の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び同項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）

リ 公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「公益社団法人等」という。）で、結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項（健康診断）の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項（市町村長が行う予防接種）及び第六条第一項（臨時に行う予防接種）の規定に基づく予防接種に限る。）及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うもののうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部であるものが行う当該健康診断及び予防接種に係る医療保健業

ヌ 公益社団法人等が行うハンセン病患者の医療（その医療費の全額が国の補助によつて行っているものに限る。）に係る医療保健業

ル 公益社団法人若しくは公益財団法人で専ら學術の研究を行うもの又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人で専ら學術の研究を行い、かつ、当該研究を円滑に行うための体制が整備されているものとして財務省令で定めるものがこれらの學術の研究に付随して行う医療保健業

ヲ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業

ワ 一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する法別表第二に掲げる農業協同組合連合会が行う医療保健業

カ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第一項（指定等）の規定による指定を受けたものが、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第四項（定義）に規定する訪問看護、同法第八条の二第三項（定義）に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する指定訪問看護又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業

ヨ イからカまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業

三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第二条第四項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるものの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。）のうちロ及びハに掲げるものの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。）を行う事業

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校、同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの
ロ イに規定する学校、専修学校又は各種学校において行われる学力の教授で財務省令で定めるもの

ハ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条（通信教育の認定）の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育として行う技芸の教授又は学力の教授

ニ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項（理容師試験の受験資格）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第三項（美容師試験の受験資格）の規定により都道府県知事の指定を受けた施設において養成として行う技芸の教授で財務省令で定めるもの並びに当該施設に設けられた通信課程に係る通信及び添削による指導を専ら行う法人の当該指導として行う技芸の教授

ホ 技芸に関する国家試験（法令において、国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。ホにおいて同じ。）を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、試験、検定その他これらに類するもの（ホにおいて「試験等」という。）を受けることが要件とされている場合における当該試験等をいう。）の実施に関する事務（法令において当該国家資格を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、登録、免許証の交付その他の手続（ホにおいて「登録等」という。）を経ることが要件とされている場合における当該登録等に関する事務を含む。ホにおいて「国家資格付与事務」という。）を行う者として法令において定められ、又は法令に基づき指定された法人が法令に基づき当該国家資格付与事務として行う技芸の教授（国の行政機関の長又は地方公共団体の長が当該国家資格付与事務に関し監督上必要な命令をすることができるものに限り。）で、次のいずれかの要件に該当するもの

(1) その対価の額が法令で実費を勘案して定めることとされているものであること又はその対価の額が当該国家資格付与事務の処理のために必要な費用の額を超えないと見込まれるものであること。

(2) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長以外の者で当該国家資格付与事務を行う者が、公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人に限られていることが法令で定められているものであること。

三十一 駐車場業

三十二 信用保証業のうち次に掲げるものの以外のもの

イ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）その他財務省令で定める法令の規定に基づき行われる信用保証業
ロ イに掲げる信用保証業以外の信用保証業で、その保証料が低額であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの
三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の譲渡又は提供（以下この号において「無体財産権の提供等」という。）のうち次に掲げるものの以外のもので行う事業

イ 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対して行われる無体財産権の提供等
ロ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構その他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等

ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定めるものが行う無体財産権の提供等

三十四 労働者派遣業（自己の雇用する者その他の者を、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために当該他の者の行う事業に従事させる事業をいう。）

2 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。

一 公益社団法人又は公益財団法人が行う前項各号に掲げる事業のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業に該当するもの

二 公益法人等が行う前項各号に掲げる事業のうち、その事業に従事する次に掲げる者がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条（身体障害者の意義）に規定する身体障害者

ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定により生活扶助を受ける者

ハ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者として判定された者

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ホ 年齢六十五歳以上の者

ヘ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項（定義）に規定する配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条（扶養義務者）の規定により現に母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第三項に規定する児童を扶養しているもの又は同条第四項に規定する寡婦（次号ロにおいて「寡婦」という。）

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体が行う前項各号に掲げる事業のうち母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第六条第一項各号（貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業）に掲げる事業で、次に

掲げるもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十四条（母子・父子福祉団体に対する貸付け）（同法第三十一条の六第四項（母子・父子福祉団体で父子家庭の父を使用するものに対する準用）又は第三十二条第四項（母子・父子福祉団体で寡婦を使用するものに対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の貸付けに係る事業のうち、その貸付けの日から当該貸付金の最終の償還日までの期間内の日の属する各事業年度において行われるもの

ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条第一項（売店等の設置の許可）に規定する公共的施設内において同条第二項の規定に従って行われている事業（同法第三十四条第二項（売店等の設置の許可等）の規定により寡婦をその業務に従事させて行われているものを含む。）

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二百五十九条（目的）の保険契約者保護機構が同法第二百六十五条の二十八第一項第五号（業務）に掲げる業務として行う事業

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）
（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正）

第一条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「おける」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加える。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人

二 設立の日以後の期間が十年未満の会社

第三条中「留意しつつ、」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を、「機会」の下に「（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）」を、「おいては、」の下に「新規中小企業者及び」を加える。

第四条の見出し中「方針」を「基本方針」に改め、同条第一項中「方針」を「基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に改め、同条第三項中「第一項の方針の要旨」を「基本方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国については」の下に「各省各庁の長（」を、「規定する各省各庁の長」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、「前項の方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の見出し中「通知」の下に「及び公表」を加え、同条中「終了後、」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加え、同条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（中小企業者に関する契約の方針の作成等）

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務）

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第

二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を行うこと。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。

第十五条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 市町村（特別区を含む。）に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。

第十五条第四項中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改め、同条第五項中「第一項第十号及び第十二号」を「第一項第十一号及び第十三号」に改める。

第十七条第一項第二号及び第三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第九号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十五号及び第十六号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に、「同条第一項第十九号」を「同条第一項第二十一号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十三号まで」を「第十四号まで」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号から第二十号まで」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「第三号まで、第六号及び第七号」を「第四号まで、第七号及び第八号」に改め、同項第二号中「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第二十一号」に、「同条第二項第四号及び第五号」を「同条第二項第五号及び第六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「同条第二項第八号」を「同条第二項第九号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改める。

第二十一条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十号及び第十六号」を「第十五条第一項第十一号及び第十七号」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十六条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号から第二十号まで」に、「第七号」を「第八号」に改め、同表第十八条第一項第三号の項中「第五号」を「第六号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第三条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。）」、「（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。）」及び「（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発（当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。第四号において同じ。）、提供（当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。同号において同じ。）又は需要の開拓（当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。同号において同じ。）

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

第三条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

ハ 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

四 地域産業資源活用支援事業に関する次に掲げる事項

イ 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

ロ 地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第五号を削る。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 関係市町村（特別区を含む。）の長は、前項の地域産業資源の内容に関し、当該道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

第六条第一項中「第八条第二項及び第十一条第一項」を「第十条第二項及び第十三条第一項」に改め、同条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

第六条第四項第二号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、「（第三条第二項第三号に規定する事項に限る。）」を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改める。

第七条第一項中「中小企業者」の下に「（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第七条第三項中「第一項」の下に「の変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項の」に改め、「変更の認定」の下に「又は前項の規定による変更の届出」を加え、「行われていない」を「実施されていない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定地域産業資源活用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

第十九条第一項中「第十六条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とする。

第十七条第二項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「第七条第一項及び第二項」を「第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、同条第三項（第九条第四項において準用する場合を含む。）」、第九条第一項から第三項まで」に改め、「認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、同条第四項中「及び第七条第一項」を「、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「認定地域産業資源活用事業を行う者」を「認定地域産業資源活用事業者」に改め、「に對し、」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定地域産業資源活用支援事業者に對し、当該認定地域産業資源活用支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第十六条を第十九条とする。

第十五条の見出しを「（情報の提供等）」に改め、同条中「都道府県」を「地方公共団体」に、「認定地域産業資源活用事業を行う者」を「認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者」に改め、「当該認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を、「必要な」の下に「情報の提供又は」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条中「認定地域産業資源活用事業」の下に「及び認定地域産業資源活用支援事業」を加え、同条を第十七条とする。

第十三条の見出しを「（国、地方公共団体等の施策）」に改め、同条中「地方公共団体」を削り、「促進するため」の下に「地方公共団体と連携を図りつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に應じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第十三条を第十六条とし、第十二条を削り、第十一条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（商標法の特例）

第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2 特許庁長官は、認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該認定地域産業資源活用商品等に係る認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（当該認定計画の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限

る。)を軽減し、又は免除することができる。

3 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4 商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務)

第十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村(特別区を含む。次条第二項において同じ

。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

一 認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第十条第一項中「食品流通構造改善促進機構は、」を削り、「第十二条各号」を「第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号」に改め、同項第一号中「が行う」を「が実施する」に改め、「認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、「の保証」を「を保証すること。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定地域産業資源活用事業又は当該認定地域産業資源活用支援事業に参加すること。

第十条第一項第三号中「を行う」を「又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する」に、「受けてする」を「受けて、」に、「に従った」を「又は認定地域産業資源活用支援事業計画に従って」に改め、「整備」の下に「を行うこと。」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

第十条第一項第五号中「附帯する業務」の下に「を行うこと。」を加え、同条第二項の表第十三条第一項の項中「以下」を「平成十九年法律第三十九号。以下」に、「第十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同表第十四条第一項の項中「第十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号の項中「第十条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条第一項の表第三条第一項の項中「第八条第一項」を「（平成十九年法律第三十九号）第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「（平成十九年法律第三十九号）第七条第三項」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「（平成十九年法律第三十九号）第十条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 認定地域産業資源活用支援事業者であつて、当該認定地域産業資源活用支援事業計画に基づく地域産業資源活用支援事業（以下「認定地域産業資源活用支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定地域産業資源活用支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」と、同法第三条の二第二項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（地域産業資源活用支援事業計画の認定）

第八条 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用支援事業に関する計画（以下「地域産業資源活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用支援事業計画が適

当である旨の認定を受けることができる。

2 地域産業資源活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域産業資源活用支援事業の目標

二 地域産業資源活用支援事業の内容及び実施期間

三 地域産業資源活用支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（地域産業資源活用支援事業計画の変更等）

第九条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定地域産業資源活用支援事業者」という。）は、当該認定に係る地域産業資源活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域産業資源活用支援事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用支援事業計画（第一項の変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域産業資源活用支援事業計画」という。）に従って地域産業資源活用支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年十月一日

二 附則第十一条の規定 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）の公布

の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下この条において「新官公需法」という。）の規定は、平成二十七年度に係る国等の契約（新官公需法第三条に規定する国等の契約をいう。以下この条において同じ。）から適用し、平成二十六年度までの年度に係る国等の契約については、なお従前の例による。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。）第十四条及び第十五条第一項第一号の規定は、この法律の施行後に新地域産業資源活用事業促進法第六条第一項の認定（新地域産業資源活用事業促進法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地域産業資源活用事業計画に従って行われる新地域産業資源活用事業促進法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条の二第二項及び第五十六条の二第一項

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の四及び第五十二条第一項

(小規模企業共済法の一部改正)

第八条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第九号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」を「第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一百九条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十五条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表第三条の二第三項及び第三条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に、「第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第六項中「認定地域産業資源活用支援事業者であつて」を「認定地域産業資源活用支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

○地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）

目次中「課税の特例」を「特定地域再生事業に係る課税の特例」に、
「第五節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二―第六節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の五）第七節 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）」

「第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等（第十七条の二―第六節 地域再生土地利用計画の作成等（第十七条の七―第十七条の十二）第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例（第十七条の十三）第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例（第十七条の十四）第九節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の十五―第十七条の十七）第十節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の十八―第十七条の二十）」

「第十七条の四）
第十七条の七）を
を
に、「第八章 雑則（第

第九節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の十五―第十七条の十七）
第十節 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の十八―第十七条の二十）

第十一節 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例（第十八条）

三十四条―第三十七条）を「第八章 雑則（第三十四条―第三十七条）
第九章 罰則（第三十八条）」に改める。

第四条第二項第四号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第五条第四項第三号中「第八号」を「第十二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第八号を同項第十二号とし、同項第七号中「第十七条の七」を「第十七条の二十」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第十七条の六」を「第十七条の十九」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「第十項及び第十七条の五」を「第十一項及び第十七条の十八」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号を第八号とし、第三号の次に次の四号を加える。

四 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの（第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

五 集落生活圏（自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）を含む一定の地域をいい、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。第十七条の七第六項において同じ。）その他政令で定める区域を除く。以下同じ。）において、地域における住民の生活及び産業の振興の拠点（以下「地域再生拠点」という。）の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業であつて、就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項

六 前号に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者をいう。第十七条の十三において同じ。）が行うものに関する事項

七 遊休工場用地等（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第一項に規定する実施計画に従つて整備された同法第四條第二項第二号に規定する工場用地等のうち、同法第二条第二項に規定する工業等（以下この号及び第十七条の十四において単に「工業等

「という。」の導入に通常要する期間を勘案して内閣府令で定める期間以上の期間工業等の用に供されていないものをいう。以下この号において同じ。）に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村地域（同法第二条第一項に規定する農村地域をいう。以下この号において同じ。）における産業の現状その他の事情に照らして、当該農村地域における安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

第五条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項第五号」を「第四項第九号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、第四項第七号に規定する事業に関する事項を記載した地域再生計画を作成しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。

第六条第一項中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「前条第十六項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第六条の二第二項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第七条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改め、同条第二項中「第十八項」を「第十九項」に改める。

第八条第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第十条第一項中「第五条第十五項各号」を「第五条第十六項各号」に改め、同条第四項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 特定地域再生事業に係る課税の特例

第十八条中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十二号」に改める。

第五章第七節を同章第十一節とする。

第十七条の七中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十一号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、第五章第六節中同条を第十七条の二十とする。

第十七条の六中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条を第十七条の十九とする。

第十七条の五中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条を第十七条の十八とする。

第五章第六節を同章第十節とする。

第十七条の四中「第十七条の二第一項」を「第十七条の十五第一項」に改め、第五章第五節中同条を第十七条の十七とする。

第十七条の三第一項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同条を第十七条の十六とする。

第十七条の二第一項中「認定地方公共団体である市町村（以下この条において「認定市町村」という。）」を「認定市町村」に改め、「（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条及び次条において同じ。）」、「（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）」及び「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を削り、同条第三項第一号並びに第四項第二号及び第四号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同項第五号中「（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。第十七条の四において同じ。）」を削り、同条を第十七条の十五とする。

第五章中第五節を第九節とし、第四節の次に次の四節を加える。

第五節 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等

（地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定等）

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画（地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。）が第五条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に関する計画（以下この条において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事（以下この条において「認定都道府県知事」という。）の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域に移転して整備する事業

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（産業基盤が整備されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（前号に掲げるものを除く。）

2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び実施時期

二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項

三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定地域再生計画に適合することであること。

二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合することであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地方活力向上地域特定業務施設整備事業の円滑化業務）

第十七条の三 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

（認定事業者に対する課税の特例）

第十七条の四 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員（当該特定業務施設において新たに雇入れた常時雇用する者その他の内閣府令で定める者に限る。）を雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。（認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置）

第十七条の六 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第六節 地域再生土地利用計画の作成等

（地域再生土地利用計画の作成）

第十七条の七 認定地方公共団体である市町村（以下「認定市町村」という。）は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率性かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する計画（以下「地域再生土地利用計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事、都道府県農業会議その他農林水産省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 地域再生土地利用計画には、集落生活圏の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率性かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する基本的な方針
- 二 地域再生拠点を形成するために集落福利等施設（教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下この号において同じ。）の立地を誘導すべき区域（以下「地域再生拠点区域」という。）及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 農用地等の保全及び農業上の効率性かつ総合的な利用の確保を図る区域（以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」

という。)並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

4 地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該誘導施設の種類及び規模

ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

ニ その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路、公園その他の公共の用に供する施設及び建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交通省令で定めるもの

5 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項一号に掲げる事項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という。)の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。))又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。))であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農地法第四条第二項第一号イ又はロに掲げる農地を農地以外のものにする場合にあっては、当該農地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

三 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得す

る場合にあつては、農地法第五条第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

6 認定市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。）であるものを除く。）は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項（整備誘導施設の整備として市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。）内において、当該整備誘導施設の建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第二項において同じ。）の用に供する目的で行う開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）又は当該整備誘導施設を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該整備誘導施設とする行為（以下この項及び第十七条の十二第二項において「建築行為等」という。）を行うものであるり、当該開発行為又は建築行為等を行うに当たり、同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

7 地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

8 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

9 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。

(建築等の届出等)

第十七条の八 地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内において、次に掲げる行為を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を認定市町村の長に届け出なければならない。

一 当該地域再生土地利用計画に記載された前条第三項第二号の誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為(当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内において行われるものを除く。)

二 当該地域再生土地利用計画(前条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。)に記載された地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為(当該地域再生土地利用計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るものを除く。)

2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四 その他認定市町村の条例で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。

4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農用地等の保全及び利用に関する認定市町村の援助等)

第十七条の九 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(

一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。）を有する者（次項において「所有者等」という。）に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行っておらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行うよう勧告することができる。

（農地等の転用等の許可の特例）

第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同条第四項第一号イに規定する実施主体（次項において「誘導施設整備事業者」という。）が、当該地域再生土地利用計画に従って整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

- 2 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計画に従って整備誘導施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

（農用地区域の変更の特例）

第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十三条第二項の規定は、適用しない。

（開発許可等の特例）

第十七条の十二 市街化調整区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為（都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

- 2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十三 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者（第十七条の七第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。）は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物（その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。）を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者について準用する。

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されている第五条第四項第七号に規定する事業において導入される工業等以外の産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなす。

第十九条第一項中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

第二十五条第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第九章 罰則

第三十八条 第十七条の八第一項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項又は第三項に規定する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の

地域再生法（次条において「新法」という。）第十七条の七第六項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、認定地域再生計画（新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十条の七第二項」の下に「、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十二第二項」を加え、同条第二項中「第十条の七第一項」の下に「、地域再生法第十七条の七第六項」を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。

第十七条第一項第三号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第十八条第一項第二号中「及び」を「、同項第九号の二に掲げる業務及び」に改める。

第二十一条第一項中「第九号」の下に「、第九号の二」を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第十三条の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

附則第十六条のうち地域再生法第十七条の二の改正規定中「第十七条の二」を「第十七条の十五」に改め、同改正規定の前に次のように加える。

第五条第四項第五号中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十七条の七中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るものであつて、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号に」とする。

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項（同条第十項）」を「第十七条の七第十項（同条第十一項）」に改める。

附則に次の一条を加える。

（地域再生法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二條 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）

（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正）

第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「その推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。）のうち少なくとも一人」を「他の者」に改め、同条第三項中「旧代表者の推定相続人のうち、当該」を削り、「株式等の贈与を受けた者」の下に「（以下「特定受贈者」という。）」を加え、「当該贈与を受けた者」を「当該特定受贈者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

第四条第一項各号列記以外の部分中「推定相続人」の下に「及び後継者」を加え、「、そのうちの一人が後継者である場合には」を削り、同項第一号中「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改め、同条第三項中「旧代表者の推定相続人」の下に「及び後継者」を、「場合に」の下に「当該」を加える。

第五条中「旧代表者の推定相続人は」を「旧代表者の推定相続人及び後継者は」に、「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改める。

第六条第一項中「旧代表者の推定相続人」の下に「及び後継者」を加え、「推定相続人間の衡平」を「推定相続人と当該後継者との間の衡平

及び当該推定相続人間の衡平」に改め、同条第二項中「旧代表者の推定相続人は」を「旧代表者の推定相続人及び後継者は」に、「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改める。

第十条第三号中「当事者」の下に「（旧代表者の推定相続人でない後継者を除く。）」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、旧代表者（第三条第二項に規定する旧代表者をいう。）、後継者（同条第三項に規定する後継者をいう。）その他その経営に従事する者に対して、その経営の承継の円滑化に関し必要な助言を行うものとする。

（小規模企業共済法の一部改正）

第二条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「廃止」の下に「、承継」を加える。

第五条第一項中「明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて」を「明らかにして」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条第二項第一号中「とき」の下に「（経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。）」を加え、同条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第八条第一項中「増加」の下に「又は減少」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条第一項第一号中「及び第二号」を削り、同項第二号中「又は死亡により」を「若しくは死亡により又は六十五歳以上で」に改める。

第九条の三第三項中「二月、五月、八月」を「一月、三月、五月、七月、九月」に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

五 孫の子及び兄弟姉妹の子のうち第三号に該当しないもの

第十条第二項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十三条第一項後段中「共済契約者に第七条第四項各号」を「個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（第二条第一項第四号に掲げるものに限る。）が経済産業省令で定める場合に第七条第三項の規定により共済契約を解除した後又は共済契約者に同条第四項各号」に、「その者」を「これらの者」に改める。

第十七条第一項中「翌月末日」の下に「（共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金にあつては、共済契約が効力を生じた日の属する月の翌々月末日）」を加える。

第二十三条第一項中「又は申込金」を削る。

第二十四条中「若しくは申込金」を削る。

第二十八条第一項中「、掛金又は申込金」を「又は掛金」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十五条第二項の規定による助言を行うこと。

第十五条第二項第九号ロ中「、企業組合又は協業組合のうち」を「又は特別の法律によつて設立された中小企業団体(企業組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであつて、政令で定めるものに限る。以下このロにおいて「中小企業団体」という。)のうち」に、「、企業組合又は協業組合の事業」を「又は中小企業団体の事業」に改める。

第十七条第一項第五号中「及び申込金」を削り、同条第二項中「同条第一項第二十一号」を「同条第一項第二十二号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第二十号」を「第二十一号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十二号」に改め、同項第二号中「同項第二十一号」を「同項第二十二号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第二十一号」を「第十五条第一項第二十二号」に改め、同項第四号及び第五号中「同項第二十一号」を「同項第二十二号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の小規模企業共済法(以下この条において「旧共済法」という。)第五条第一項の規定により行われた共済契約の申込みに係る申込金については、なお従前の例による。

2 旧共済法の定めるところにより締結された共済契約(以下この条において「旧共済契約」という。)であつて、施行日前に旧共済法第七条第二項第一号に規定する一定の月分以上について掛金の納付を怠った場合における旧共済契約の解除については、なお従前の例による。

3 旧共済契約であつて、施行日前に旧共済法第七条第四項第二号又は第三号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金の支給については、なお従前の例による。

4 分割払の方法による共済金の支給期月については、当該分割払の請求が施行日前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

5 旧共済契約であつて、施行日前に旧共済法第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

6 施行日前に個人たる小規模企業者としての地位において締結した旧共済契約に係る共済契約者（旧共済法第二条第一項第四号に掲げるものに限る。）が、旧共済法第七条第三項の規定により旧共済契約を解除した後、施行日前に再び共済契約者となつた場合における掛金納付月数の通算については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 施行日前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。